中学校の「運動部活動の地域移行」について

「部活動の現状」と「学校が目指す姿」

部活動の現状

長野県　中学校　生徒数推移（人）

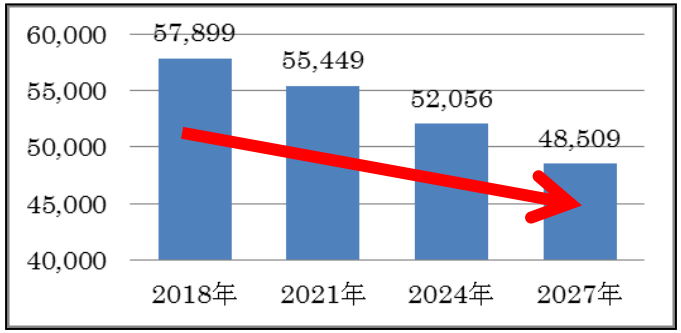

社会体育・文化活動との整理が曖昧

中学生が選択して参加できる環境が不十分

部活動

「普及・振興」と「競技力等向上」の両面を部活動が担っている

社会体育・文化活動

- 普及・振興
- 競技力、芸術文化水準等の向上

少子化の進展

・教員数、部員数の減少
・部活動の統廃合が加速

専門的な指導者不足

・顧問の6割が専門外の指導

教員の時間外勤務の増加

H18と比較し、「教員の休日部活動に関わる時間」が2倍

他にも・・・、適度に「親しみたい」と願う生徒の主体的な活動環境の不足等

「地域移行」により学校が目指す姿

子どもたちが学校外の多様な実施主体でスポーツ活動や文化芸術活動を継続して親しむことができる機会を確保したい

結果

教員の時間外勤務の縮減等につなげ、「学校の働き方改革」を推進することで、「学校教育の質」の向上を目指す

これまでの国の動き

平成23年　スポーツ基本法の公布・施行

スポーツ基本法　（2011年制定）
「スポーツを通じて**幸福**で豊かな生活を
営むことは全ての人々の権利」（前文）

平成27年　スポーツ庁創設（10月１日）
平成29年～令和３年　第２期スポーツ基本計画
平成30年
　運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン
　文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

平成30年～令和４年　第１期文化芸術推進基本計画

文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実
地域の連携・協働を推進するプラットフォームの形成

令和２年９月
　学校の働き方改革を踏まえた部活動改革

令和４年～令和８年　第３期スポーツ基本計画

多様な主体におけるスポーツ機会創出による
「運動部活動改革を着実に推進する」が明記された

スポーツ庁「第3期スポーツ基本計画」

部活動改革

令和２年９月
学校の働き方改革を踏まえた部活動改革

令和３年10月～
運動部活動の
地域移行に関する
検討会議

令和４年２月～
運動部活動の
地域移行に関する
検討会議

令和４年６月６日
スポーツ庁の検討
会議による提言

令和４年８月９日
文化庁の検討会議
による提言

令和４年12月27日
学校部活動及び新たな地域クラブ活動の
在り方に関する総合的なガイドライン

運動部活動の地域移行に関する検討会議による提言

ポイント

目指す姿

○**少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保。**
このことは、学校の**働き方改革**を推進し、**学校教育の質も向上。**

○スポーツは、**自発的な参画**を通して**「楽しさ」「喜び」**を感じることに本質。
自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。
部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。

○**地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備**し、子供たちの**多様な体験機会を確保**。(スポーツ団体等の組織化、指導者や施設の確保、複数種目等の活動も提供)

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和４年６月６日）の概要

- ガイドラインの改訂
- 地方公共団体における推進計画の策定・実施
- **公的な支援（運営団体の整備充実、参加費用負担への支援等）**
- 学習指導要領の見直し

改革の方向性

R4.12月　国は、「改革推進期間」に改称することを発表

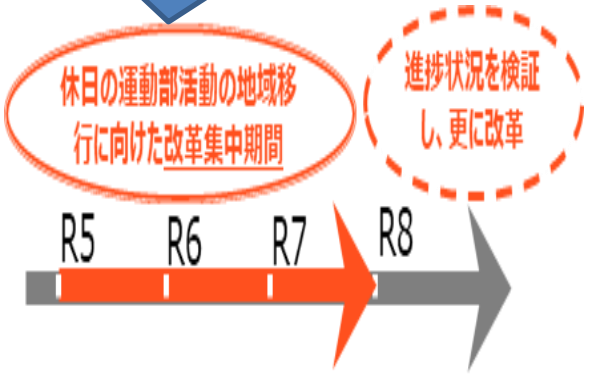

○まずは、**休日の運動部活動から段階的に地域移行**していくことを基本とする
○**目標時期：令和５年度の開始から３年後の令和７年度末を目途**
○**平日の運動部活動の地域移行**は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた**休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進**
○**地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等**にも着実に取り組む
○**地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進**
※**改革を推進するための「選択肢」を示し、「複数の道筋」**があることや、**「多様な方法」**があることを強く意識

学校から 多様な実施主体への転換

子どもたちの「自発的」「主体的」に「多様な」スポーツ活動に親しむ機会の確保により、「Well-Being（幸福感）」につながる改革に…

これからのスポーツ活動のイメージ

「部活動」という学校単位の活動から
子どもたちが活動したいスポーツや場所等を自分で選択

【場所】
・家から近い方がいいかな？
・家から遠いけど、
あのクラブでやりたい。

【スポーツ】
・あの競技に挑戦してみようかな。
・あのコーチの指導を受けてみたい。
・オリンピック目指そうかな。

【その他】
・新しい仲間の中でやりたい。
・今までとは違う環境で、
自分の力を試してみたい。

＜今後の活動の特徴＞

〇個々の目的に応じた活動、クラブを選択できる。
〇部活動の有無や通学区で制限されない活動ができる。
〇部活動を段階的、発展的に解消していくことを目指す。

スポーツ活動環境の想定例
- **〇〇サッカークラブ**
- **△△野球チーム**
- **□□スイミングスクール**
- **総合型地域スポーツクラブ**
- **◇◇道場　　等**

スポーツ庁、文化庁が、
令和４年１２月２７日に公表

令和４年12月

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン【概要】

スポーツ庁　文化庁

○ 少子化が進む中、将来にわたり生徒が**スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保**するため、**速やかに部活動改革に取り組む必要**。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の**教育的意義を継承・発展**させ、**新しい価値が創出**されるようにすることが重要。
○ 令和４年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、**平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定**。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、**新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示**。
○ 部活動の地域移行に当たっては、**「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」**という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、**地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備**。地域の実情に応じ生徒の**スポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消**することが重要。

※Ⅰは**中学生**を主な対象とし、**高校生**も原則適用。**Ⅱ～Ⅳは公立中学校の生徒**を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

Ⅰ　学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

（主な内容）
- **教師の部活動への関与**について、法令等に基づき**業務改善や勤務管理**
- **部活動指導員**や外部指導者を確保
- 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- **週当たり２日以上の休養日**の設定（平日１日、週末１日）
- 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、**学校と地域が協働・融合した形での環境整備**を進める

Ⅱ　新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

（主な内容）
- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- **地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会**などの体制の整備
- 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、**都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業**
- 競技志向の活動だけでなく、**複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラム**の確保
- 休日のみ活動をする場合も、原則として**１日の休養日を設定**
- 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- **困窮家庭への支援**

Ⅲ　学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

（主な内容）
- **まずは休日**における地域の環境の整備を着実に推進
- **平日の環境整備はできるところから**取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、**段階的な体制の整備**を進める
  ※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- **令和５年度から令和７年度までの３年間を改革推進期間**として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて**可能な限り早期の実現を目指す**
- 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

Ⅳ　大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

（主な内容）
- 大会参加資格を、**地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し**
  ※日本中体連は令和５年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- できるだけ**教師が引率しない体制の整備**、運営に係る適正な人員確保
- **全国大会の在り方の見直し**（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

国の「部活動の地域移行」イメージ

スポーツ庁、文化庁
令和４年11月資料より引用

学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）

学校部活動

【位置付け】学校教育の一環（教育課程外）

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

学校部活動の地域連携

■合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師（※アスリート・アーティスト等の人材を含む）
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

■少子化の中、持続可能な体制にする必要（学校や地域によっては存続が厳しい）

■地域の実情に応じた段階的な体制整備

地域の実情に応じ、当面は併存

休日の地域クラブ活動

【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動（法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術）

■地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団体・実施主体	①地方公共団体（※複数地方公共団体の連携を含む） ②多様な組織・団体（総合型地域ｽﾎﾟｰﾂｸﾗﾌﾞ、ｽﾎﾟｰﾂ少年団、体育・ｽﾎﾟｰﾂ協会、競技団体、ﾌﾟﾛﾁｰﾑ、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者	地域の指導者（一部教師の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代が一緒に参画する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等が有する施設
費用	可能な限り低廉な会費＋用具、交通費等の実費
補償	各種保険等

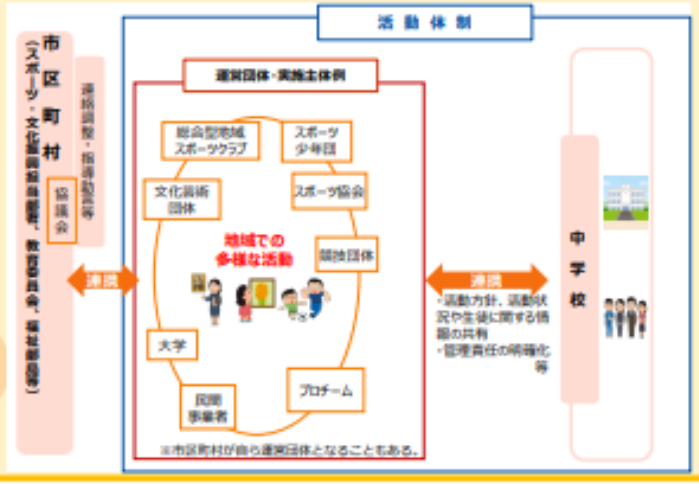

ポイント 部活動をそのまま地域に移行しようしない意識

部活動

評価

組織

例

生徒指導

学校社会のルール

部活動のイメージ

≠

「部活動を移行する」ではなく、「子どもたちのスポーツ活動環境を整備していく」意識が大切です。

地域スポーツクラブ

種目の魅力を楽しむ

例

スポーツを楽しむために必要なことは？

ルールや約束

スポーツマンシップ

国の「部活動の地域移行」イメージ

スポーツ庁、文化庁
令和４年11月資料より引用

休日の部活動の地域移行に係る要素（例）

	関係者の巻き込み・合意形成	運営団体の確保	指導者の確保	その他環境整備	実施
都道府県	【スポーツ・文化振興担当部署】 ・協議会を設置 **・方針の提示** ・手引きやＨＰの作成、説明会の実施等を通じて**情報を発信**	【スポーツ・文化振興担当部署】 ・都道府県単位のスポーツ・文化芸術団体との連携	【スポーツ・文化振興担当部署】 ・指導者の発掘・把握 **・人材バンクの設置** 【教育委員会】 ・兼職兼業の規定・運用の改善	【協議会】 ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定	【スポーツ・文化振興担当部署】 ・活動を広く周知
市区町村	【スポーツ・文化振興担当部署】 ・教育委員会等とも連携し、**協議会を設置** 【協議会】 ・関係者へのヒアリング等を実施 **・ニーズ・課題を把握** 【スポーツ・文化主管課】 ・手引きやHPの作成、説明会の実施等を通じて**情報を発信**	【スポーツ・文化振興担当部署・協議会】 ・地域スポーツ・文化活動を担う運営団体を確保 【協議会】 ・運営団体との連携体制を構築	【協議会】 ・人材バンクの活用 ・地元の民間企業・大学等との連携 ・地域人材の掘り起こし 【協議会】 ・運営団体・実施主体との**マッチングを実施**	【協議会】 ・学校施設や社会教育施設等の**活動場所を確保** ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定 【協議会】 ・地域クラブ活動における**活動内容を決定**	【スポーツ・文化振興担当部署】 ・活動を周知し、実施
スポーツ・文化芸術団体、民間事業者等	・上記協議会への参画 ・上記ヒアリングの対応	・上記取組への協力・参画	・人材バンクへの人材登録 ・研修等を通じた指導者の**質・量の確保**	【運営団体】 ・地域クラブ活動における具体的な活動内容を決定	【運営団体】 ・活動を周知し、実施
学校	・上記協議会への参画 ・教師のニーズ把握 ・生徒・保護者のニーズ把握		・教師の兼職兼業の希望の把握	・利用ルールに基づく学校施設の開放	・活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有 ・地域クラブ活動について周知

日本中体連の動き

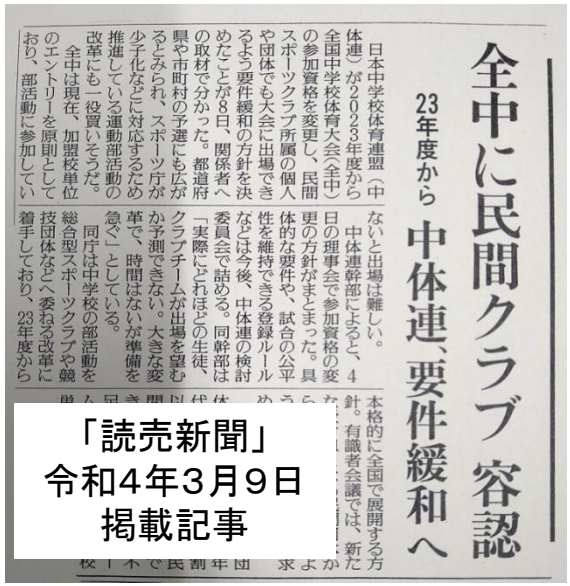

全中に民間クラブ 容認

23年度から 中体連、要件緩和へ

日本中学校体育連盟（中体連）が2023年度から全国中学校体育大会（全中）の参加資格を変更し、民間スポーツクラブ所属の個人や団体でも大会に出場できるよう要件緩和の方針を決めたことが8日、関係者への取材で分かった。都道府県や市町村の予選にも広がるとみられ、スポーツ庁が少子化などに対応するため推進している運動部活動の改革にも一役買いそうだ。

全中は現在、加盟校単位のエントリーを原則としており、部活動に参加していないと出場は難しい。

中体連幹部によると、4日の理事会で参加資格の変更の方針がまとまった。具体的な要件や、試合の公平性を維持できる登録ルールなどは今後、中体連の検討委員会で詰める。同幹部は「実際にどれほどの生徒、クラブチームが出場を望むか予測できない。大きな変革で、時間はないが準備を急ぐ」としている。

同庁は中学校の部活動を総合型スポーツクラブや競技団体などへ委ねる改革に着手しており、23年度から本格的に全国で展開する方針。有識者会議では、新た

「読売新聞」
令和4年3月9日
掲載記事

R4.12月、地域スポーツ団体等の大会参加資格等について日本中体連、県中体連が文書を発出！

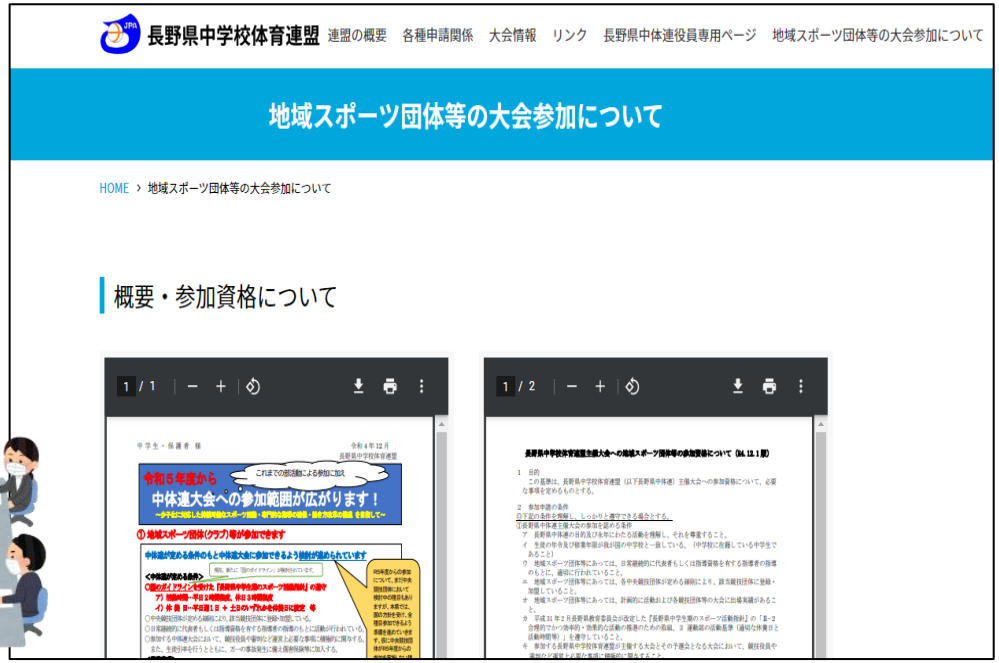

長野県中学校体育連盟 連盟の概要 各種申請関係 大会情報 リンク 長野県中体連役員専用ページ 地域スポーツ団体等の大会参加について

地域スポーツ団体等の大会参加について

HOME › 地域スポーツ団体等の大会参加について

概要・参加資格について

1 / 1

中学生・保護者 様

令和4年12月
長野県中学校体育連盟

令和5年度から
中体連大会への参加範囲が広がります！
～子どもに対する多様性あるスポーツ環境・取り組み選択の機会・選択肢の拡大を目的として～

① 地域スポーツ団体（クラブ）等が参加できます

中体連が定める条件のもと中体連大会に参加できるよう拡大が進められています

1 / 2

長野県中学校体育連盟生徒大会への地域スポーツ団体等の参加資格について（R4.12.1 版）

1 目的
この基準は、長野県中学校体育連盟（以下長野県中体連）主催大会への参加資格について、必要な事項を定めるものとする。

2 参加申請の条件
①下記の条件を満たし、しっかりと選定できる場合とする。
①長野県中体連主催大会の参加を認める条件
ア 長野県中体連の目的及び大会における活動を理解し、それを尊重すること。
イ 生徒の安全及び教育年間計画が長野県の中学校と一致している。（中学校に在籍している中学生であること）
ウ 地域スポーツ団体等においては、日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに、適切に行われていること。
エ 地域スポーツ団体等においては、各中央競技団体が定める練習により、該当競技団体に登録・加盟していること。
オ 地域スポーツ団体等においては、計画的に活動および各競技団体等の大会に出場実績があること。
カ 平成31年2月長野県教育委員会が改定した「長野県中学生版のスポーツ活動指針」の「II－2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の実施のための指針」3 運動部の活動基準（適切な休養日と活動時間等）」を遵守していること。
キ 参加する長野県中学校体育連盟が主催する大会とその予選会となる大会において、顧問役員や

長野県中学校体育連盟
ホームページ

R4.６月
日本中体連が方針を発表
↓
令和５年度から地域クラブの中体連大会参加を通知

北信地区で始まった　「部活動の地域移行」の事例

長野市の事例

長野市では、北信地区野球協会が主体となり、
野球部顧問や外部指導者が行政と連携して検討

「Sクラブ」
犀陵中学校区に設立

「長野北部野球クラブ」
北部中学校区に設立

	Sクラブ	長野北部野球クラブ
設立者	・野球部の外部指導者が中心 ・保護者や小学生年代の指導者も協力	・指導を希望する顧問と地域の協力者 ・保護者や小学生年代の指導者も協力
経過	・関係者によるビジョンの共有 ・規約、規則の策定 ・総会の実施、スポーツ保険の加入 等	・関係者によるビジョンの共有 ・規約、規則の策定 ・総会の実施、スポーツ保険の加入 等
指導者	・地域指導者（有資格者） ・休日の活動に教職員が関わっていない ※希望する教職員は地域指導者として参加が可能（大歓迎！）	・地域指導者（有資格者） 指導を希望する教職員（職務ではない） ※市実施のアンケート調査も活用し、他校の教員も参加 保護者、保護者OB、U12指導者　等
活動場所	・中学校の校庭を借用（学校と連携）	・中学校の校庭を借用（学校と連携）
活動実態	・平日は部活動、休日はクラブ活動 ※今後、平日の地域移行も検討	・平日は部活動、休日はクラブ活動 ※今後、平日の地域移行も検討
大会参加	・R5から中体連大会にSクラブとして参加予定（犀陵中野球部としては不参加）	・R5から中体連大会に北部クラブとして参加予定（北部中野球部としては不参加）
その他	・小学生との交流も積極的に実施 ・今後、他校の生徒も受け入れる	・小学生との交流も積極的に実施 ・今後、他校の生徒も受け入れる

北信地区で始まった　「部活動の地域移行」の事例

千曲市・坂城町の事例

更埴地区では、坂城町教育委員会、千曲市教育委員会が中心に、各中学校と連携して検討

例

- 千曲坂城クラブ
  - バスケットボール
  - 剣道
  - 更埴少年野球クラブ
    - 屋代指導部
    - 更埴西指導部
    - 戸倉上山田指導部
    - 埴生指導部
    - 坂城指導部
  - ハンドボール
  - 吹奏楽

他にも、部活動で設置されているスポーツ種目や文化芸術分野がある

- 「更埴少年野球クラブ」（※以下、クラブ）としての規約を策定している
- 教職員や地域指導者がクラブに登録し、各指導部の指導に携わる
- クラブとしてスポーツ協会に加盟→運営費等の支援を受けている
- 平日は部活動、休日は指導部での活動を行っている（今後、平日の地域移行も検討）
- 基本的には指導部ごとに活動しているが、月１回程度、クラブとしての活動も行っている
- 軟連や中体連の大会には指導部ごとに参加する
  →人数が揃わない指導部は「更埴少年野球クラブ」として参加するも可能としている

まとめ　～「地域移行」は時代に応じたアップデートのきっかけ～

「部活動の地域移行」　キーワード

子どもたちが生涯にわたり、スポーツや文化芸術に親しむ多様な機会の確保

「時短」（活動時間の圧縮）

例えば…

- 時間が限られることで、「質」を高めようと工夫するようになる。
- 時間が限られることで、本当に必要な活動が見えてくる。
- 時間が限られることで、「自ら」探究するようになる。（自学自習、ICT端末の利活用を含む）
- 多様なことにチャレンジできる。（勉学との両立、趣味や復数の種目等多様な学び、生活バランス）

中学生期は、「スポーツ・文化芸術が子どもの人生にとって素晴らしい経験となるよう導く」段階

「競技性」＜「教育性」

ルールの設定

～公平性～

指導者の資質

～指導者が良き手本～

「休養」

「栄養」